

# 令和6年度第3次糸島市観光振興基本計画策定のための 基礎調査業務のプロポーザルに係る企画提案仕様書

## 1 業務名

令和6年度第3次糸島市観光振興基本計画策定のための基礎調査業務

## 2 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

## 3 履行場所

糸島市内

## 4 業務の目的

第3次糸島市観光振興基本計画（以下「第3次計画」という。）策定の基礎資料とするため、「観光動向調査（以下「動向調査」という。）」と、「第2次糸島市観光振興基本計画（以下「第2次計画」という。）に掲げている18の基本施策（具体的な取組43事業）の進捗状況と成果の分析評価」を行ない、本市の観光の現状と課題（糸島市における観光の強み、弱み）を明らかにする。

この基礎調査業務により、正確な糸島の観光の状況を捉え、第3次計画に反映へさせるものとする。なお、第3次計画は令和7年度末（令和8年3月）の策定を予定している。

## 5 業務内容

### (1) 観光動向調査

- ・「観光客」と「市内観光関連団体及び事業者（糸島市観光協会など）」を対象に調査を行い、本市の観光客の動向の概要と、本市の観光の現状と課題及び強み、弱みを明らかにすること。
- ・観光振興基本計画策定時毎（5年毎）に継続的に動向調査が行えるよう以下の点に留意した調査手法とすること。
  - ①調査対象の観光客については、本市を訪れたことのある観光客を主な対象とすること。
  - ②調査ポイント、調査項目など正確な観光客の動向が把握できようように設計すること。  
また経年比較ができる設計すること。  
なお、調査項目「市内旅行消費額」は必須とすること。
  - ③安価で効率が良い設計とすること。

※企画提案書へ上記仕様書の内容を踏まえ、かつ特に審査のポイントである以下の事項について提案書に記載すること

#### ▼糸島市における観光の現状と課題について

- ・提案者からみる、本市の観光の現状と課題を企画提案書に記載すること。

#### ▼観光動向調査について

- ・調査の目的を理解し、糸島市内へ国内外から来訪する観光客の動向を正確に把握できる調査ポイント、調査項目、調査方法など具体的な手法を提案すること、併せて分析手法も提案を行うこと。

- ・また、仕様書に記載している「観光振興基本計画策定時毎（5年毎）に継続的に動向調査が行える調査手法」の提案を行うこと。

なお、本市では、平成27年から28年に動向調査した以降、調査費が多額にかかるため動向調査が実施できていない。

※「平成27年度～28年度に実施した糸島市観光入込客動向調査」第2次計画 P22～23 参照

- ・調査時期 平成27年11月・12月（秋）、平成28年2月・3月（冬）  
平成28年5月・6月（春）、平成28年8月（夏）に実施
- ・調査場所 市内54カ所（観光施設、レジャー施設、宿泊施設、飲食店、直売所等）
- ・調査方法
  - ①調査員が各調査地点に出向き、市内外からの観光客を対象に、対面式による聞き取り調査を実施
  - ②留め置きスタイルで調査を実施
- ・サンプル総数実績：20,701サンプル（男性44.5%：女性54.5%：未回答1%）  
調査時期ごとに5,000サンプル以上、各期合計20,000サンプル以上とすること。  
（1調査地点ごとに、各調査時期あたり平日50サンプル以上、土・日・祝日50サンプル以上とすること）

## (2) 第2次計画の進捗状況と成果の分析評価

- ・令和2年3月に策定した第2次計画で掲げている18の基本施策（具体的な取組43事業）について、その進捗状況と成果を分析評価すること。
- ※分析のための資料として市役所内部で把握している具体的な取組の進捗状況（令和2年度分～令和5年度分）について、どのような事業を実施したのか資料の提供を行う。

※企画提案書へ上記仕様書の内容を踏まえ、かつ特に審査のポイントである以下の事項について提案書に記載すること。

### ▼2次計画の基本施策の分析評価について

- ・調査の目的を理解し、2次計画に掲げている18の基本施策の分析、評価について、調査項目、分析、評価の具体的な手法について提案を行うこと。

## (3) 報告書の作成

- ・第3次計画の基礎資料とするために、「観光動向調査」と「第2次計画の進捗状況と成果の分析評価」を報告書としてまとめ、市へ電子媒体（CD-R）1部と、A4紙媒体10部提出すること。
- ・報告書は、視覚的に見やすく分かりやすいものとなるよう工夫すること。

※企画提案書へ上記仕様書の内容を踏まえ、かつ特に審査のポイントである以下の事項について提案書に記載すること

### ▼報告書の内容について

- ・第3次計画の基礎資料となるように、報告書の構成について提案を行うこと。

#### (4) その他

- ・上記1、2に関する調査手法（調査項目、調査方法など9については、調査前に市へ提案し、承認を受けて調査を開始すること。

※企画提案書へ上記仕様書の内容を踏まえ、かつ特に審査のポイントである以下の事項について提案書に記載すること

##### ▼実施体制について

- ・全体の管理体制、スケジュール管理、携わる人材について、具体的な実施体制を提案を行うこと。

#### 6 実績報告書の提出等

- (1) 受注者は、委託業務完了の日から10日以内に、実績報告書に成果物、データ等関係書類を添えて発注者に提出する。
- (2) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし本業務完了後、5年間はこれを適切に保存しなければならない。
- (3) 受注者は、前項の帳簿等について、委託業務完了後も5年間は、発注者から提出を求められたら提出しなければならない。

#### 7 その他の要件

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者との調整会議を必要回数設け、本事業の実施がスムーズに行われるように調整すること。なお、スケジュールは、決定後、発注者の都合により変更する場合がある。
- (2) 本業務の実施にあたって、発注者及び関係団体と十分な連絡・調整を行い、運営すること。
- (3) 発注者との調整会議は、糸島市役所もしくは発注者が指定した場所で行うこと。
- (4) 関係団体、協力者、本業務従事者のトラブル並びに現地におけるトラブル等への対応は、原則として受注者の責任において行うこと。
- (5) 糸島市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (6) 個人情報を取り扱う場合には、「個人情報保護法（平成15年法律第57号）」及び糸島市の関係例規を遵守し、個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。
- (7) 関係者の事故や災害などの緊急事態が発生した場合や機器等の障害が発生した場合などにおいても、委託業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (8) 受注者は、業務の一部を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にし、委託者である市に報告すること。また、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は「令和6年度第3次糸島市観光振興基本計画策定のための基礎調査業務のプロポーザル実施要領」の「5. 参加資格要件」を満たしておくこと。

## 8 留意事項等

- (1) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務に関する内容を発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等してはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受注者は発注者と協議を行い決定するものとする。